

公益社団法人才能教育研究会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人才能教育研究会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を長野県松本市に置く。

2 この法人は、理事会の議決を経て、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(目的)

第3条 この法人は、才能教育（スズキ・メソード）の研究実践及び普及に関する事業を行い、広く文化の向上発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 才能教育に関する教育研究機関の設置運営
- (2) 才能教育の基本理念と基礎的学理の研究
- (3) 才能教育の指導者育成
- (4) 才能教育に必要な調査および教室の設置
- (5) 才能教育に関する研究会、講習会、公演会および座談会などの開催
- (6) 会報、機関紙、その他才能教育に関する図書などの刊行
- (7) 事業の実施に支障を及ぼさない範囲内における、教材の販売、事業関連商品の販売などの事業
- (8) その他前各号の事業を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国及び海外において行うものとする。

(公告方法)

第5条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(支部)

第6条 この法人は、理事会の議決を経て、必要な地に支部を置くことができる。

第2章 会員

(種別)

第7条 この法人の会員は、次の5種とし、次項の代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的及び事業に賛同して入会した個人
- (2) 維持会員 この法人の目的及び事業に賛同してその事業を推進するために入会した個人又は団体
- (3) 特別会員 この法人に功労があった者又は学識経験者で社員総会において推薦された者
- (4) 名誉会員 この法人に特に功労があった者又は学識経験者で社員総会において推薦された者
- (5) 贊助会員 この法人の目的に賛同してその事業を推進するために入会した個人又は団体

- 2 この法人の社員は、概ね正会員30人の中から1人の割合をもって選出される代議員をもって社員とする。なお、端数の取扱いについては理事会で定める。
- 3 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。
- 4 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。
- 5 第3項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。
- 6 代議員の選挙は、2年に一度、6月に実施し、全代議員の半数を改選する。代議員の任期は、選任の4年後に実施される代議員選挙で選ばれた者が理事会で確認されるまでとする。ただし、代議員が、社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員の解任の訴え（法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない（当該代議員は、役員の選任及び解任（法人法第63条及び第70条）並びに定款変更（法人法第146条）についての議決権を有しないこととする。）。
- 7 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。
- 8 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。
 - (1) 当該候補者が補欠の代議員である旨
 - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名
 - (3) 同一の代議員（2人以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の代議員）につき2人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位
- 9 第7項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後最初に実施される第6項の代議員選挙終了の時までとする。
- 10 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に当法人に対して行使することができる。
 - (1) 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
 - (2) 法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
 - (3) 法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
 - (4) 法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書面等の閲覧等）
 - (5) 法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利（議決権行使書面の閲覧等）
 - (6) 法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
 - (7) 法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
 - (8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約書等の閲覧等）

(正会員等の資格の取得)

第8条 この法人の正会員、維持会員又は賛助会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第9条 正会員、維持会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員総会において別に定める額の入会金及び会費を支払わなければならない。

2 賛助会員は、社員総会において別に定める額の賛助会費を支払わなければならない。

(任意退会)

第10条 正会員、維持会員及び賛助会員は、退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(会員資格の喪失)

第11条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
 - (2) 第9条の支払義務を催告にもかかわらず履行しなかったとき。
 - (3) 総代議員が同意したとき。
 - (4) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
 - (5) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。
 - (6) 除名されたとき。
- 2 会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。
- 3 この法人は、会員が資格を喪失しても、既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

(除名)

第12条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。ただし、社員総会で当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款又はその他の規則に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 前項の規定により会員を除名したときは、当該会員に対し、除名した旨を通知しなければならない。

第3章 社員総会

(構成)

第13条 社員総会は、第7条第2項のすべての代議員をもって構成する。

(権限)

第14条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (3) 理事及び監事並びに会計監査人の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更

(6) 解散及び残余財産の処分

(7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時社員総会を開催する。

(招集)

第16条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総代議員の議決権の10分の1以上の議決権を有する代議員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

3 社員総会を招集するには、理事長は、社員総会の日の1週間（社員総会に出席しない代議員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、2週間）前までに、代議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面で、その通知を発しなければならない。

(議長)

第17条 定時社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、臨時社員総会の場合、出席代議員の中から選出する。

(議決権)

第18条 社員総会における議決権は、代議員1人につき1個とする。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 法人法第113条の規定による役員等の責任の一部免除

(4) 定款の変更

(5) 解散

(6) 基本財産の処分の承認

(7) その他法令で定められた事項

(決議の省略)

第20条 理事又は代議員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき代議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第21条 理事が代議員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことにつき、代議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 22 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及びその会議に出席した代議員のうちから選出された議事録署名人 2 人が、記名押印しなければならない。

(社員総会運営規則)

第 23 条 社員総会の運営に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会運営規則によるものとする。

第 4 章 役員及び会計監査人

(役員及び会計監査人の設置)

第 24 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 8 名以上 19 名以内

(2) 監事 2 名以内

2 理事のうち 1 名を理事長とし、法人法上の代表理事とする。理事長を除く理事のうち 2 名以上 6 名以内を法人法上の業務執行理事とすることができます。業務執行理事を除く理事のうち 1 名を会長とし、理事長がこれを兼ねることができる。

3 この法人に法人法上の会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

第 25 条 理事及び監事並びに会計監査人は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事長、会長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、この法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第 26 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 会長は理事会において別に定めるところの規程により、スズキ・メソードの教育研究について理事長を補佐する。

4 業務執行理事は、理事会において別に定めるところの職務権限規程により、この法人の業務を分担執行する。

5 理事長及び業務執行理事は、3 ヶ月に 1 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 27 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事の監査業務については、法令及びこの定款に定めるもののほか、監事全員により定めるところによる。

(会計監査人の職務及び権限)

第 28 条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の貸借対照表及び損益計算書（正味

財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書、財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

(役員及び会計監査人の任期)

第 29 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 24 条第 1 項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

5 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、その定時社員総会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第 30 条 理事及び監事並びに会計監査人は、いつでも、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第 31 条 理事及び監事は、原則無報酬とする。ただし、必要に応じて社員総会において定める額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。この場合の支給の基準については、社員総会の決議により別に定める。

3 会計監査人の報酬等は、監事の同意を得て理事会において定める。

(役員及び会計監査人の責任等)

第 32 条 理事、監事及び会計監査人は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第 112 条の規定にかかわらず、この責任は、全ての正会員の同意がなければ免除することができない。

(名誉会長及び名誉理事)

第 33 条 この法人に、任意の機関として、名誉会長 1 名及び名誉理事ならびに顧問若干名を置くことができる。

2 名誉会長及び名誉理事ならびに顧問は、次の職務を行う。

(1) 理事長の相談に応じること。

(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。

3 名誉会長及び名誉理事ならびに顧問は、理事会において選任及び解任する。

4 名誉会長及び名誉理事ならびに顧問に任期は設けない。

5 名誉会長及び名誉理事は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いを受けることができる。

6 顧問に対し報酬を支払う場合は理事会の決議による。

第5章 理事会

(構成)

第34条 この法人に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第35条 理事会は、法令又はこの定款に別に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事である理事長、会長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第36条 理事会は、3か月に1回以上、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会の開催は、各理事に開催日時、場所及び議題を記載した招集通知を会日の7日前までに発する。

(議長)

第37条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故があるとき、または欠けたときは、他の理事がこれに当たる。

(決議)

第38条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は、理事会の決議に、理事として議決に加わることはできない。

(決議の省略)

第39条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事がその提案について異議を述べたときを除く。）は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第40条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第26条第4項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

(理事会運営規則)

第42条 理事会の運営に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定めるところによる。

第6章 資産及び会計

(財産の種別及び管理運用)

第43条 この法人の財産は、基本財産とその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

この法人の目的である事業を行うために不可欠であると理事会で定めた財産

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、これを処分するときは、あらかじめ理事会及び社員総会の承認を要する。

5 この法人の財産の管理及び運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議により定めるところによるものとする。

(事業年度)

第44条 この法人の事業年度は、毎年6月1日に始まり、翌年5月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第45条 この法人の事業計画書及び収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告しなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時社員総会に報告するものとする。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時社員総会への報告に代えて、定時社員総会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

4 この法人は、剩余金の分配を行うことができない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第 47 条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。

第 7 章 基金

(基金の拠出)

第 48 条 この法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の募集)

第 49 条 基金の募集・割当て・払込み等の手続、基金の管理及び基金の返還等の取扱いについては、理事会の決議により別に定めるものとする。

(基金拠出者の権利)

第 50 条 拠出された基金は、基金の拠出者と合意した期日まで返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、この法人は、次条に定める基金の返還の手続により、基金をその拠出者に返還することができるものとする。

(基金の返還)

第 51 条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、法人法第 141 条に規定する限度額の範囲内で行うものとする。

2 前条第 2 項の基金の返還の手続等必要な事項は、理事会の決議により定めるものとする。

(代替基金の積立)

第 52 条 基金の返還を行うときは、返還する基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、その代替基金については、取崩しを行わないものとする。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 53 条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 54 条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 55 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は合併の日から 1 か月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 56 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 事務局

(設置等)

第57条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長、部長等の重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 前項以外の職員は、理事長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

第10章 補則

(委任)

第58条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は中嶋嶺雄、会計監査人は大光監査法人とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第44条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 この定款の施行後最初の代議員は、第7条と同じ方法で定款施行後60日以内に行う代議員選挙において最初の代議員として選出された者とする。

附 則

- 1 代議員の任期に関する経過措置 改正後の代議員半数の任期
改正後の第7条6項における任期は、同改正後最初の代議員選挙で選任された2年任期の代議員については適用しない。
- 2 代議員の選挙に関する経過措置－改正後の代議員半数の選挙時期
改正後の第7条6項における選挙時期は、同改正後最初の代議員選挙で選任された4年任期の代議員の選任から2年後に実施される代議員選挙においては適用しない。

附 則

- 1 この定款は、2024（令和6）年6月1日から施行する。
- 2 施行日の前日に改正前の定款に基づく会長であった者は、施行日に理事長及び会長を兼任するものとする。

2020年8月24日 第7条6項 一部変更

2023年8月21日 一部改正